

高齢者の安全運転支援装置設置補助制度をご活用ください

【問合わせ】 防災交通課 ☎ 84-0628

アクセルとブレーキの踏み間違い事故を抑止するため、安全運転支援装置の購入・設置に係る費用の一部を補助します。

主な条件 ◇半田市内に住所を有し、住民基本台帳に記
録されていること ◇令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日
(月)の期間に装置の設置および費用の支
払いを完了していること ※補助対象となるか、
店舗へ必ず事前にご確認ください。
◇昭和32年4月1日以前に生まれていること
◇自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に
「自家用」と記載されていること

補助額 補助対象経費の8割 ※ただし、上限あり
(上限)障害物検知機能付き 32,000円、障害物検知機能なし 16,000円

申請期間 令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)まで ※安全運転支援装置の購入・設置費用の支払
日から30日以内または令和4年2月28日(月)
申請方法 のいずれか早い日まで

次の①をご持参のうえ、②～⑦を防災交通課までご提出ください。

- ①申請者名義の振込先口座が分かるもの(通帳など)
- ②補助金交付申請書兼実績報告書(所定様式) ③補助金交付請求書(所定様式)
- ④運転免許証の写し ⑤自動車検査証の写し
- ⑥代金の支払い手続きが完了したことを証する書類(領収書の写しなど)
- ⑦安全運転支援装置販売・設置証明書(後付け装置取扱事業者が発行)

※所定様式は窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。



▲市ホームページ

自衛官等募集事務に係る 対象者情報の提供について

自衛隊は、国の防衛を主たる任務とし、必要に応じて地方公共団体と協力し、被災地支援等の公益性の高い重要な任務を担っており、自衛官の募集にあたっては、半田市も法令に基づき協力をしています。

自衛官等募集案内の配布のため、自衛隊に対し、その年度に18歳、22歳になる方の「氏名」と「住所」を一覧表にして資料提供します。

自衛隊に自己の個人情報提供を望まない方については、ご本人から「除外申請書」を提出いただくことにより、自衛隊へ提供する一覧表から除外いたします。

令和3年度の除外申請書の受付

日時 4月1日(木)～5月31日(月)

8時30分～17時15分(平日のみ)

対象 平成11年4月2日～12年4月

1日生まれの方、平成15年4月2

日～16年4月1日生まれの方

申込み 防災交通課窓口・郵送・E

メール・FAXのいずれかで申請

してください。

※郵送・Eメール・FAXの場合は、本人確認書類の写しを添付してく

ださい

◇郵送 〒475-8666
半田市東洋町2-1 防災交通課

◇Eメール

bousai@city.handa.lg.jp

◇FAX ☎ 84-0640

提出書類 除外申請書及び本人確認

書類(個人番号カード、旅券、運転免許証、健康保険証など)

※本人以外の方が申請する場合は、右記に加え、委任状及び代理される方の本人確認書類

※情報提供の法的根拠及び申請書等のデータについては、市ホームページにてご確認ください。

問合わせ

防災交通課 ☎ 84-0626



▲市ホームページ

「愛知県最低賃金」は10月1日に時間額927円に改定されました

問合わせ

半田労働基準監督署
☎ 21-1030